

高橋・只木ゼミ春合宿第2問検察側反対尋問レジュメ

文責:3班

I. 反対尋問

- 5 1. C3 説において、「一般人が認識しえた一般的事情」を判断の基礎とされているが、一般人及び一般的事情の定義はなにか。
2. 弁護側の提示する C3 説について、その説を支持している学者は存在するか。
3. D 説において、過去に判例が疫学的証明ではなく高度の蓋然性判断で足りると示しているのにも関わらず、「危険とは科学法則上の危険」だとしているのはなぜか。
- 10 4. D 説において、「科学法則上の危険」とはなにか。

以上